

平成30年度第3回尾張旭市総合教育会議 会議録

1 開催日時

平成31年3月27日(水) 午後3時30分から午後4時5分まで

2 開催場所

尾張旭市役所3階 講堂2

3 出席者

市長 森 和 実
教育長 河村 晋 教育委員 大川 将 史
教育委員 大岩 裕 泰 教育委員 山本 真依子
教育委員 堀 祐 子

4 傍聴者数

1名

5 出席した事務局職員

教育部長 萬谷 久 幸 管理指導主事 川本 幸 則
教育行政課長 大津 公 男 指導主事 山下 浩 司
教育行政課長補佐 加藤 貴 之
企画部長 若杉 博 之 企画課長 竹内 元 康
企画課長補佐 鈴木 清 貴 企画課主事 原 靖 之

6 議題

- (1) 総合教育会議の役割等について
- (2) 尾張旭市教育大綱について
- (3) 尾張旭市のいじめ対策について

7 会議の要旨

企画部長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成30年度第3回尾張旭市総合教育会議を開催させていただきます。</p> <p>この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、公開の対象とするとともに、会議録作成のために、録音させていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>はじめに、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「次第」が1枚、資料1といたしまして「総合教育会議の役割等について」、資料2といたしまして「教育大綱について」、資料3といたしまして「尾張旭市のいじめ対策について」、参考資料として、尾張旭市教育大綱がございます。</p> <p>不足等ございましたら、お知らせください。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、市長より、ひとことご挨拶を申し上げます。</p>
------	--

市長	<p>市長の森でございます。</p> <p>日頃は、本市の教育行政に関しまして、様々なご理解、ご協力をいただきまして、御礼を申し上げます。</p> <p>本日は、年度末のお忙しい中、総合教育会議にご参集いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今回の会議は私が市長に就任して、初めての会議となります。</p> <p>総合教育会議は、市長と教育委員会が、教育に関する課題や、あるべき姿などを共有して、連携して教育行政の推進を図ることを目的に開催するものです。</p> <p>この会議で、教育委員の皆様と、十分に意見交換をさせていただき、共通の目標を持って、教育行政に取り組んで行ければと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>私は、今回の選挙を通じて3つのテーマを挙げ、そのひとつとして、「子どもは宝」と強く訴えてまいりました。</p> <p>中でも特に、虐待や、いじめの防止対策の推進を掲げてきました。</p> <p>2週間ほど前に、豊田市で小学6年生の児童2人が、亡くなられるという、大変、痛ましい出来事がありました。</p> <p>今のところ、いじめが原因であったのかどうかなど、詳しいことは分かりませんが、尾張旭市で、あのような痛ましい出来事が起こることがないように、行政が出来ることは何なのか、学校ができることは何なのか、地域や家庭ができることは何なのか、関係者の皆様と考えいき、できる限りの対策をとっていく必要があると思っております。</p> <p>教育に関する課題等は、いじめ防止対策以外にも、色々なものがございますが、いずれにしましても、今後、皆様と十分に、意見交換をさせていただきながら、教育施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
企画部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題に移らせていただきます。</p> <p>以降の進行は市長が努めますので、よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、議題に入ります。</p> <p>本日の議題は、お手元の次第のとおり3件です。</p> <p>まずは、1件目、総合教育会議の役割について、事務局から、資料について説明してください。</p>
事務局 (企画課)	<p>企画課長の竹内です。</p> <p>議題の一つ目、総合教育会議の役割等について説明いたします。</p> <p>この議題は、市長就任後の初めての総合教育会議になりますので、</p>

会議の役割などについて、改めて確認をさせていただこうとするものです。

それでは、資料1をご覧ください。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置する会議です。

構成員は地方公共団体の長となっております。

会議の協議事項は、大きくは3点で、一点目は、大綱の策定に関する協議です。これは、2つ目の議題として説明をさせていただきますが、教育大綱を策定するにあたっての協議となります。

二点目は、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議で、例えば、予算の編成や執行権限、条例の提案など、市長の権限とされている事項がございますが、それらについての協議です。

三点目は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議です。例えば、いじめ問題で児童、生徒等の自殺が発生した場合や、災害の発生等により、教育委員会と防災部局で連携が必要な場合などの協議です。

協議事項の1点目と2点目は、本日の会議のように、予め日程を調整して開催するものですが、3点目については、事案が発生した場合に、急遽、召集をさせていただく事になるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会議の招集につきましては、市長が召集をさせていただきますが、教育委員会の権限に属する事務に関して必要がある場合には、教育委員会から召集を求めていただく事も可能です。

会議の公開についてですが、この総合教育会議は原則公開ですが、個人の秘密を守るため必要がある場合など内容によっては、非公開とする場合もございます。

調整結果の尊重についてですが、総合教育会議において協議され、調整がついた事項については、市長と教育委員会の双方は、その結果を尊重しなければならないとされています。

資料の裏面2ページから4ページには、文部科学省のQ&Aを掲載しております。時間の都合もございますので、一部のみ紹介をさせていただきます。

「総合教育会議の位置づけは何ですか。」という問いに対する回答の部分ですが、総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっています。

	<p>会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものの、首長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行う執行機関、決定機関ではございません。また、首長の諮問に応じて審議を行う執行機関でもありません。との回答がされています。このように、決定機関ではありませんので、会議の場におきまして、多数決で採決するようなことはありませんので、ご承知おきください。</p> <p>その他の、Q&Aにつきましては、参考としてご確認ください。資料1の説明については、以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>教育委員の皆様にとっては、既にご承知のことと思いますが、この会議では、大綱の策定に関する協議や、教育に関する諸条件の整備、児童・生徒等の生命に関わる緊急の場合の措置など、重要な事項の協議を行ってまいります。</p> <p>ただいまの説明について、確認事項などはありますでしょうか。</p>
	(質疑等なし)
市長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題の2尾張旭市教育大綱について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (企画課)	<p>教育大綱について、企画課から説明させていただきますので、資料2をご覧ください。</p> <p>教育大綱については、前回の総合教育会議でも議題としましたが、こちらも改めて説明をさせていただきます。</p> <p>教育大綱の策定根拠は、先ほどの総合教育会議と同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律です。</p> <p>策定者は、地方公共団体の長です。</p> <p>大綱の位置付けですが、教育基本法に規定する基本的な方針、これは国の教育振興基本計画のことですが、これを参酌した、地域の実情に応じた、地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱でございます。</p> <p>次は、先ほどの説明と重複いたしますが、教育大綱を策定したり、変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議で協議しなければならないこと、また、策定した場合には、遅滞なく公表しなければならないとされています。</p> <p>現行の尾張旭市教育大綱につきましては、参考資料としてお手元に配布させていただいておりますが、平成28年2月に策定し、平成27年度から平成30年度までを期間としております。</p> <p>このため、平成31年度から始まる、次期の教育大綱の策定が必要</p>

	<p>となるものでございます。</p> <p>現行の教育大綱は、「尾張旭市教育振興基本計画」との整合を図るため、計画の理念や目指す人間像、基本方針はそのまま抜粋し、それに加えて、総合教育会議での協議を踏まえた6つの重点事項を掲載しております。この重点事項の掲載が、本市の教育大綱の特徴となっております。</p> <p>教育振興基本計画については、今月改定がされましたので、新たな大綱も、こちらと整合性を図る必要あると考えております。</p> <p>重点事項を掲載するのか、また、掲載するのであればどのような事項を重点事項として掲載していくのかについてが、改定案作成にあたってのポイントになろうかと考えております。</p> <p>改定スケジュールですが、平成31年度の総合教育会議において、ご協議いただき、速やかに策定ができるよう、事務を進めてまいります。</p> <p>裏面のQ&Aにつきましては、この場での説明は省略をさせていただきます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>教育大綱については、当初は2月頃に総合教育会議を開催し、そこで皆様の意見をお伺いして、今年度末までに策定するよう準備を進めていたと聞いています。</p> <p>現行の大綱が、平成30年度までとなっておりますので、あまり悠長なことを言っている訳にはいきませんが、教育大綱は尾張旭市の教育にとって、とても重要なものだと考えておりますので、策定にあたっては、教育委員の皆様と十分に意見交換をさせていただいた上でと考えており、当初の予定からは、変更をしております。</p> <p>今日の会議で、皆様に具体的にお示しできるものはございませんが、次回の会議では、大綱の案をお示しするなどして、皆様からご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて、速やかに策定ができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明について、確認事項などはございませんか。</p>
教育長	<p>教育大綱の策定について、次の予定は6月の総合教育会議で進めていくとのことですが、大綱の案は、事前にお示しいただけるのか、別の機会にまた協議をするのか、どのような予定でしょうか。</p>
事務局 (企画課)	<p>現在、事務を進めておりますので、案ができた段階で、会議の場で一度見ていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえまして、策定したいと思っております。</p>

<p>市長</p>	<p>そのほか、よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に移ります。 3件目の議題は、尾張旭市のいじめ対策についてです。 冒頭の挨拶でも申し上げましたが、私は、いじめ防止対策に力を入れていきたいと考えています。 これから、いじめの防止対策を推進するに当たって、現在の、市や学校の対策などについて、教育委員の皆様と、共通の認識を持たせていただきたいと思っております。 それでは、資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (教育行政課)</p>	<p>それでは、議題の3尾張旭市のいじめ対策について、教育行政課から説明をいたしますので、資料3をご覧ください。 まず、いじめの現状についてご説明をいたします。 平成29年度より、いじめの積極的認知ということで、軽微なものも学校で対応して、その後の見守りも含めて認知したものは、263件でございました。 また、主ないじめの態様としては、一番多かったものが冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われることが多く、次に、仲間はずれ、集団による無視をされる。が多く、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするといった身体に対するいじめもございました。 市のいじめ対策については、昨年度に尾張旭市いじめ防止基本方針の策定をいたしました。これは、いじめ防止対策推進法に規定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえて策定したものを改定したものです。 次に、いじめ問題連絡協議会として、いじめ対策、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携を図り、いじめ対策を進めていく取組しており、守山警察署や児童相談所等と協議しながら進めているものです。 尾張旭市いじめ問題専門委員会の設置については、いじめ問題連絡協議会及び市の条例で設置が義務付けられておりまして、専門的な知識及び経験を有する第三者、教育、法律、医療、心理などの分野の専門家で構成する附属機関を設置しております。重大事案が発生した場合には、まず教育委員会からこちらの機関に調査を依頼するというごこともございます。 学校のいじめ対策の未然防止については、普段より魅力ある学校</p>

づくりの推進として、行事や体験活動の充実を図ることや、班活動や係活動などによる所属意識や社会性の育成を通じて学校の中で人との関わりを身につけて自分の役割を実感すること、心のつながりを大切にした学級作りによる自己肯定感の育成などを行っております。

市長の冒頭の挨拶でもありましたが、自殺は全国で重大な事案となっておりますが、何より、自己肯定感が育まれるように指導を行っております。

次のいじめに対する市教育委員会主催や各学校で教員研修を実施については、主に子育て講演会や教員研修等を通じて実施しております。

いじめ不登校対策委員会によるいじめ対策の周知や啓発活動については、いじめの無記名調査から分析を行った結果を教員又は保護者に向けて周知し、啓発活動を行っております。

次の保護者対象の子育て講演会の実施については、昨年度、ネットいじめについて講演会をした実績がございます。

早期発見・対応については、年4回のいじめアンケートの実施で、いじめの早期発見、いじめの実態把握をしております。特に、いじめアンケートは記名アンケートで、自分自身だけでなく友達の状態についても聞くものとなっております、早期発見につなげております。

定期教育相談の実施は、記名いじめアンケート後に実施しております。

心の教室相談員の配置については、小学校週5日、中学校週3日で、こどもが気軽に立ち寄り話したりできるような場所として設置しております。

県から臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーの配置し、中学校週1回、小学校月1回程度で、児童生徒だけでなく、保護者との相談、教員と支援等について相談も行っております。

スクールソーシャルワーカーの配置については、関係機関との連携や家庭への支援など複雑化する事案におけるコーディネーター役を果たしてありまして、各小中学校に、半日単位で週1回ずつ巡回しています。

校内いじめ不登校対策委員会は、毎月実施しており、校内での情報共有や対策の検討等を行っております。

	<p>心の発達サポート検査の実施として、中学校1・2年生でアンケート調査による心の状態に関する検査を実施しており、配慮すべき生徒や支援法の把握をしております。</p>
市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いじめによる悲惨な事件を耳にすることも少なくありませんが、どの児童生徒にも起こり得ることとして十分認識して、初期段階のものも含めて、積極的に認知し、早期に対応し、解決するよう努めていく必要があると考えています。</p> <p>いじめ問題への対応については、総合教育会議の重要な協議事項でもありますので、まずは、いじめに関する市の現状から対策までを確認させていただいたところです。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、確認事項などはありますでしょうか。</p>
大岩委員	<p>校内いじめ不登校対策委員会についてですが、具体的な対策委員会というのはどういった構成員になっているのでしょうか。</p>
事務局 (教育行政課)	<p>基本的には、生徒指導の関係が主な内容ですが、職員会議等が終わったあとに第二部として全体に周知が図られることがあります。個々の内容によっては、生徒指導部会といった、校内の生徒指導的な担当が集まって、対策や対応方法の相談をしております。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家が、いじめ不登校対策委員会に入っていて、実際の事案の対応をしています。</p>
市長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に質問などはありますでしょうか。</p>
	<p>(質疑等なし)</p>
市長	<p>他に質問がなければ、私から皆様のご意見を聞きたいことがあるのですが、いじめの道具にもなるスマートフォンの持ち込みについて、皆さんはどう思われますか。</p>
教育長	<p>基本的に、大阪と文部科学省が先に動いているところですが、大阪では震災の関係もあって緊急時に使う方向性と聞いています。各地でいろいろと意見がありますが、現状としては必要性を感じていません。</p> <p>学校における緊急時には、学校から連絡がありますので、平日頃から持ち込みを可能とすることには疑義を感じます。</p> <p>しかし、スマートフォンは通信機器以外に教育機器などいろいろな用途で利用できますので、そういった一面で利用するというのであれば、認めることもできると思います。</p>

	<p>通常時には必要性がないところから、一方的に規制するよりは、その使い方を指導するというのも学校の役割と考えておりますので、一概にどちらが良いとは言えないという考えです。</p>
大川委員	<p>私も、現状では必要ないと思っています。</p> <p>スマートフォンに依存することで、スマートフォンがある環境によって学業や部活動等への影響も少なからずあると思います。</p> <p>緊急時の利用については、尾張旭市は通学距離が遠いということはありませんので、緊急対応のためのスマートフォン持ち込みについては、必要はないと思います。</p>
山本委員	<p>私も、現状ではすぐに必要とは思っていません。</p> <p>持ち込むことができないルールの中で、どう過ごしていくかを考えることも、子供の成長にとっては必要なことだと思います。</p> <p>しかし、スマートフォンを持つ親が、スマートフォンの規制について子供に説明することの難しさも感じますが、スマートフォンの必要性を考えて、納得のいくルールを考えていく必要があると思います。</p>
大岩委員	<p>賛否についてお話しするのは、難しいと思います。やはり、時と場合というところもですが、なぜ良いのか、なぜ駄目なのかをはっきりと提示することが大切だと思います。</p> <p>具体的に、大阪の考え方もあるかとは思いますが、尾張旭市の考えとして整理し、具体的にそれを提示することが必要と考えます。</p>
堀委員	<p>私は、学校にいる間は必要ないと思います。</p> <p>災害があった場合には、学校から適切に情報が入ると思うので心配していませんが、通学時に連絡手段があるという点では、持つことで保護者は安心できると思います。</p> <p>外国の例では、携帯電話を持つことの約束があり、スマートフォンは親から貸与されたものであり、これを利用して、人を傷つけてはいけないなど、4つ位のルールを定めていることを聞いたことがあります。ルールの中には、約束を守らなくて大きな問題になったときには、大人に相談して対処するように決められていまして、これは子供を守るためのルールになっていると感じました。この考え方を含んだルール作りが子供にも大人にも必要と思っています。</p>
市長	<p>皆様、貴重なご意見をありがとうございます。</p>
教育長	<p>市長は、どのような意見をお持ちでしょうか</p>
市長	<p>私も、尾張旭市の場合は必要ないと思います。</p> <p>しかし、スマートフォンの使い方を教育するという面で、どのような考え方が良いのか、悩ましく思っているところでもあります。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p>

	(質疑等なし)
市長	<p>それでは、これで議題についての意見交換を終わります。</p> <p>以上で本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>次第の「3 その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (企画課)	<p>次回の総合教育会議は、教育大綱の策定の関係でご意見をいただきたく、6月頃の開催を予定しておりますが、詳細な日程につきましては、改めてご連絡させていただきます。</p> <p>また、資料につきましても、用意が出来次第、ご確認をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
市長	<p>それでは、これをもちまして、平成30年度第3回尾張旭市総合教育会議を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>